

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する

### 平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制等既に記載しているものを除く。）。

### 第1節 避難に関する基本的事項

#### 1 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

《市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料》

資 料	内 容
(1) 住宅地図	・人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ
(2) 市の区域内の道路網リスト	・避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト
(3) 輸送力のリスト	・鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ ・鉄道網やバス網、保有車両数等のデータ
(4) 避難施設のリスト	・避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト ・避難施設データベース（データベース策定後）
(5) 備蓄物資、調達可能物資のリスト	・備蓄物資の所在地、数量、市の区域内の主要な民間事業者のリスト
(6) 生活関連等施設等のリスト	・避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの
(7) 関係機関の連絡先一覧、協定	・国、県、民間事業者等のデータ
(8)自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧	・代表者及びその代理の者の連絡先等
(9) 消防本部のリスト	・消防本部及び消防団の所在地等の一覧、消防団長の連絡先 ・消防本部の装備資機材のリスト
(10) 避難行動要支援者名簿	・避難行動要支援者のデータ

## 2 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

## 3 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である。（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務付けられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

## 4 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

## 5 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

## 6 自衛隊基地周辺地域における国との連携

自衛隊施設は、防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、市内に所在する自衛隊施設の周辺地域における住民の避難については、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、市は平素から県を通じて国との密接な連携を図る。

## 第2節 避難に関する備え

### 1 避難実施要領のパターンの作成

- (1) 市は、関係機関（教育委員会等市の各執行機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、下記の項目等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

《 配慮する内容 》

- ・ 季節の別  
特に冬期は屋外の気温が低く、徒歩の避難や避難先での生活などによって厳しい状況となることに留意する必要がある。
- ・ 避難行動要支援者の避難方法  
高齢者、障がい者、乳幼児等の避難行動要支援者は、徒歩での避難などが難しい場合が多く、避難の際に人の手を借りることが必要となることに留意する必要がある。
- ・ 観光客や昼間人口の存在  
市外から訪れた観光客や通勤者、自宅から出て昼間に中心市街地部や工場等で働いている人などに対しての情報伝達や避難方法について留意する必要がある。
- ・ 混雑や交通渋滞  
特に避難する人が集中する鉄道駅などの混雑や、交通が集中する中心市街地及びその周辺地区の交通渋滞などをできるだけ緩和するように配慮する必要がある。

- (2) 市は、避難実施要領の内容を住民及び関係のある公私の団体に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定めておく。

### 2 避難誘導への備え

市は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平素から高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の所在把握等に努めるとともに、その滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置及び訓練の実施に努めるよう要請する。

## 第3節 救援に関する基本的事項

### 1 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

### 2 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

## 第4節 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

### 1 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- |  |
|--|
| <p>(1) 輸送力に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員</li><li>② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 等</li></ul> <p>(2) 輸送施設に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先等)</li><li>② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先等)</li></ul> |
|--|

### 2 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

## 第5節 避難施設の指定への協力

- (1) 市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。
- (2) 市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

## 第6節 生活関連等施設の把握等

### 1 生活関連等施設の把握等

- (1) 市は、市の区域内に所在する国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、以下に掲げる項目について県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 施設の種類</li><li>② 名称</li><li>③ 所在地</li><li>④ 管理者名</li><li>⑤ 連絡先</li><li>⑥ 危険物質等の内容物</li><li>⑦ 施設の規模 等</li></ol> |
|---|

- (2) 市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【 第2編 平素からの備えや予防 】

〈第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え〉

《生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁関係機関》

国民保護法施行令	各号	施設の種類の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
第28条	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

## 2 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。